

「八王子市安全・安心まちづくり指針」改正の概要

1.改正の背景

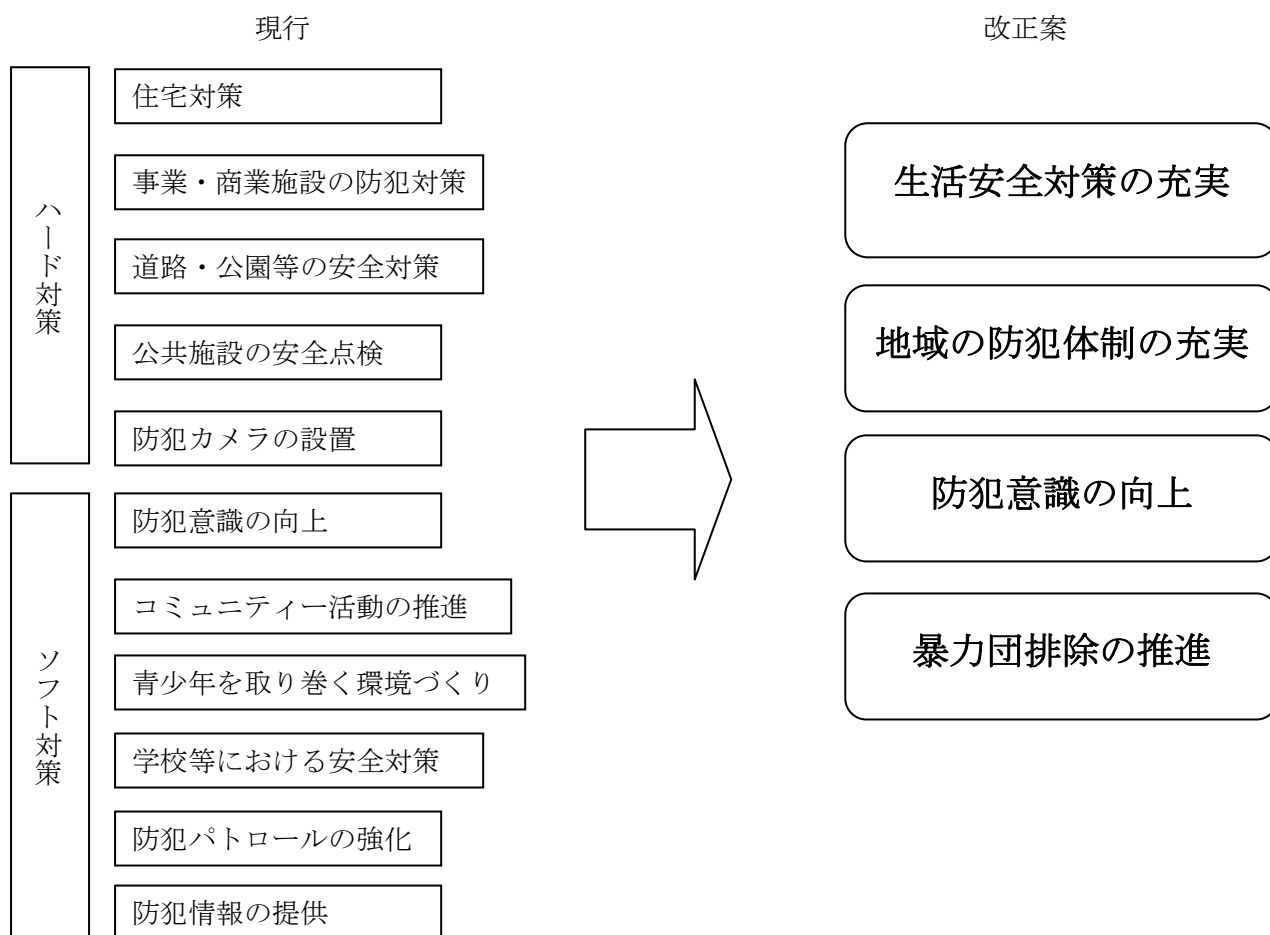
八王子市においては、平成に入ってから年々増加する犯罪に対応するため、平成 15 年度に「生活の安全・安心に関する条例」を施行し、続く平成 16 年度に「八王子市安全・安心まちづくり指針」を策定し、本市における犯罪防止対策に取り組んできたところです。

近年では、刑法犯認知件数は平成 12 年の約 12,000 件をピークに減少傾向が続き、平成 25 年度は約 6,000 件と策定当時に比べ刑法犯認知件数が約 6 割程度と減少傾向にあるものの、近年では振り込め詐欺等の特殊詐欺の増加が顕著となっています。

平成 25 年度に「八王子ビジョン 2022」により新基本計画を策定したことや、平成 25 年の市政世論調査で防犯対策が市政への要望で 4 位となり依然関心が高いことから、全庁における防犯体制を再確認するとともに、社会情勢や犯罪傾向などの変化に合わせ名称とともに内容について改めて見直すこととします。

2.改正の概要

(1) 現状のハード・ソフト対策の項目を「八王子ビジョン 2022」の施策展開項目に再構築し、修正を加える。



(2) 新たな施策の追加を行う。

- ・ 高齢者に対する振り込め詐欺被害防止などの防犯対策
- ・ 空き家の適正管理の促進
- ・ 客引き行為等の禁止
- ・ DV、ストーカ被害防止取り組み
- ・ 路上喫煙の防止、不法投棄の防止、資源物持ち去り防止のための取り組み
- ・ 悪質商法の被害防止 など